

# 令和7年度 第1回 野田市公契約審議会

日 時 令和8年1月21日（水）

午前11時から

場 所 市役所低層棟4階 委員会室

## 次 第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 令和6年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

(4) 令和8年度の工事請負契約に係る最低額について

(5) 令和8年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

(6) 公契約条例に係る提出書類の見直しについて（当日配付資料）

4 その他

5 閉 会

# I 令和6年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

## 1 適用件数及び適用労働者数

### (1) 適用件数

令和6年度に賃金の支払があった契約等の件数は、工事請負契約 35 件（令和5年度に契約し、工期が令和6年度にまたがる工事を含む。令和6年度に契約し、工期が令和7年度にまたがる工事は除く。）、業務委託契約 24 件、指定管理協定（導入施設数）39 件の合計 98 件となっている。

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
工事請負契約	市	15	24	21	27	24	
	水道事業	6	9	3	10	11	
業務委託契約	市	1千万円以上	18	18	17	19	20
			0	0	0	0	1
		(1) 施設の設備又は機器の 運転又は管理に関する 契約	6	6	6	6	6
		(2) 施設の設備又は機器の 保守点検に関する契約	2	3	2	3	3
		(3) 施設の清掃に関する契 約	2	2	2	2	2
		(4) 施設の電話交換、受付 及び案内に関する契約	1	1	1	1	1
		(5) 施設の警備及び駐車場 の整理に関する契約	1	0	0	0	0
		(6) 不燃物の処理施設の設 備及び機器の運転その 他の管理に関する契約	1	1	1	1	1
		(7) 学校給食の調理及び運 搬に関する契約	5	5	5	6	6
	1千万円未満で市長が特別に定める契約	2	2	2	2	2	
	水道事業	2	2	2	2	2	
指定管理協定	市	34	33	39	39	39	
	水道事業	0	0	0	0	0	
合 計		77	88	84	99	98	

## (2) 適用労働者数

令和6年度に賃金の支払を受けた労働者数は、工事請負契約563人（令和5年度に契約し、工期が令和6年度にまたがる工事を含む。令和6年度に契約し、工期が令和7年度にまたがる工事は除く。）、業務委託契約595人、指定管理協定703人の合計1,861人となっている。

なお、全ての適用労働者について、支払われた賃金が市が定める最低額を上回っていることを確認した。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
工 事	318	553	605	581	563
業務委託	487	479	481	483	595
指定管理	633	599	684	680	703
合計	1,438	1,631	1,770	1,744	1,861

## 2 工事請負契約に係る適用労働者数及び賃金の支払状況

### (1) 適用労働者数

令和6年度の市が定める最低額が適用される工事請負契約は29件（令和6年度に契約し、工期が令和7年度にまたがる工事は除く。）で、労働者は473人であった。

職種別に見ると、普通作業員が160人（33.83%）で最も多く、次いで軽作業員111人（23.47%）となっている。

No.	種別	件 名	担当課	人数
1	土木一式	準用河川改修工事	管理課	5人
2	土木一式	枝線管渠布設工事（6-2工区）	下水道課	22人
3	土木一式	枝線管渠布設工事（6-3工区）	下水道課	7人
4	土木一式	枝線管渠布設工事（6-4工区）	下水道課	4人
5	土木一式	山崎幹線管渠築造工事（1工区）	下水道課	9人
6	土木一式	野田配水管布設替工事（その1）	水道部	3人
7	土木一式	野田配水管布設替工事（その2）	水道部	3人
8	土木一式	中野台配水管布設替工事（その1）	水道部	13人
9	土木一式	中野台配水管布設替工事（その2）	水道部	30人
10	土木一式	宮崎配水管布設替工事	水道部	5人
11	土木一式	中根配水管布設替工事（その1）	水道部	5人
12	土木一式	清水配水管布設替工事	水道部	23人
13	土木一式	上花輪新町配水管布設替工事	水道部	1人

14	土木一式	山崎配水管布設替工事	水道部	31人
15	建築一式	野田市立宮崎小学校トイレ改修工事	営繕課	65人
16	建築一式	野田市立川間小学校トイレ改修工事	営繕課	22人
17	建築一式	野田市立関宿小学校トイレ改修工事	営繕課	30人
18	建築一式	野田市立福田第一小学校A系統トイレ改修工事	営繕課	17人
19	建築一式	野田市立中央子ども館新築工事	営繕課	33人
20	建築一式	野田市立岩名中学校屋内運動場屋根改修工事	営繕課	7人
21	建築一式	公衆トイレ整備工事	みどりと水のまちづくり課	11人
22	管	野田市本庁舎空調機(ACU-4・5)改修工事	営繕課	15人
23	ほ装	溜台舗装修繕工事	道路建設課	14人
24	ほ装	岩名二丁目舗装修繕工事	道路建設課	17人
25	機械器具設置	清掃工場機械修繕工事	清掃管理課	39人
26	機械器具設置	清掃工場ろ過式集じん装置修繕工事	清掃管理課	11人
27	機械器具設置	リサイクルセンター破砕物搬送コンベヤ、残渣搬送装置他修繕工事	清掃管理課	14人
28	機械器具設置	リサイクルセンター破砕機修繕工事	清掃管理課	5人
29	機械器具設置	第二清掃工場硫酸バンド貯留槽、汚泥脱水機、曝気ブロウ、焼却設備修繕工事	清掃管理課	12人
合計				473人

【参考】令和5年度契約で工期が令和6年度にまたがる工事（6件）

No.	種別	件名	担当課	人数
1	土木一式	南部1号幹線築造工事（その5）	下水道課	26人
2	建築一式	野田市営福田体育館耐震補強及び大規模改修工事	営繕課	27人
3	建築一式	愛宕駅西口駅前広場整備工事	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	25人
4	機械器具設置	新江川排水機場2号電動機分解整備工事	農政課	5人
5	電気	遠方監視装置更新工事	水道部	2人
6	電気	木間ヶ瀬浄水場非常用自家発電機設備更新工事	水道部	5人
合計				90人

【参考】令和6年度契約で工期が令和7年度にまたがる工事（6件）

No.	種別	件名	担当課
1	土木一式	阿部沼第1号調整池築造工事（その2）	下水道課
2	土木一式	愛宕駅東口駅前広場整備工事	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所
3	建築一式	野田市学校給食センター新築工事	営繕課
4	電気	平井汚水中継ポンプ場電気設備改築工事	下水道課
5	管	野田市櫛のホール冷温水発生機等空調設備改修工事	営繕課

6	ほ装	みずき二丁目舗装繕工事	道路建設課
7	機械器具設置	野田市本庁舎1号・2号・3号機エレベーター改修工事	営繕課
8	機械器具設置	平井汚水中継ポンプ場機械設備改築工事	下水道課

## (2) 賃金の支払状況

公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）の85%以上90%未満が50.53%と最も高くなっており、令和5年度と比較して0.53%上昇した。90%以上100%未満は26.22%で、令和5年度と比較して4.42%上昇し、100%以上は23.25%で、令和5年度と比較して4.95%低下した。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上90%未満は41.88%、90%以上100%未満は33.75%、100%以上は24.37%となっている。

### 【直近5年の推移】

労務単価に 対する割合	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	人数	割合								
85%～86%	75	14.85%	136	20.24%	79	18.50%	121	24.20%	122	25.79%
86%～87%	47	9.31%	42	6.25%	37	8.66%	20	4.00%	43	9.09%
87%～88%	41	8.12%	37	5.50%	15	3.51%	29	5.80%	46	9.73%
88%～89%	26	5.15%	34	5.06%	11	2.58%	53	10.60%	15	3.17%
89%～90%	19	3.76%	26	3.87%	11	2.58%	27	5.40%	13	2.75%
85%～90%小計	208	41.19%	275	40.92%	153	35.83%	250	50.00%	239	50.53%
90%～100%	129	25.54%	150	22.32%	155	36.30%	109	21.80%	124	26.22%
100%以上	168	33.27%	247	36.76%	119	27.87%	141	28.20%	110	23.25%
86%以上小計	430	85.15%	536	79.76%	348	81.50%	379	75.80%	351	74.21%
合計	505	100%	672	100%	427	100%	500	100%	473	100%

【職種別の労働者数及び賃金支払状況】

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	18人	3.81%	85%以上 90%未満	9人	50.00%
			90%以上 100%未満	6人	33.33%
			100%以上	3人	16.67%
普通作業員	160人	33.83%	85%以上 90%未満	67人	41.88%
			90%以上 100%未満	54人	33.75%
			100%以上	39人	24.37%
軽作業員	111人	23.47%	85%以上 90%未満	40人	36.04%
			90%以上 100%未満	25人	22.52%
			100%以上	46人	41.44%
とび工	14人	2.96%	85%以上 90%未満	10人	71.43%
			90%以上 100%未満	4人	28.57%
			100%以上	0人	0%
電工	12人	2.54%	85%以上 90%未満	9人	75.00%
			90%以上 100%未満	3人	25.00%
			100%以上	0人	0%
鉄筋工	2人	0.42%	85%以上 90%未満	2人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
鉄骨工	3人	0.63%	85%以上 90%未満	3人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
塗装工	10人	2.11%	85%以上 90%未満	9人	90.00%
			90%以上 100%未満	1人	10.00%
			100%以上	0人	0%
特殊運転手	12人	2.54%	85%以上 90%未満	2人	16.67%
			90%以上 100%未満	7人	58.33%
			100%以上	3人	25.00%
土木一般 世話役	6人	1.27%	85%以上 90%未満	0人	0%
			90%以上 100%未満	4人	66.67%
			100%以上	2人	33.33%
大工	1人	0.21%	85%以上 90%未満	1人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
左官	2人	0.42%	85%以上 90%未満	2人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%

配管工	15 人	3. 17%	85%以上 90%未満	11 人	73. 33%
			90%以上 100%未満	1 人	6. 67%
			100%以上	3 人	20. 00%
はつり工	14 人	2. 96%	85%以上 90%未満	14 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
防水工	2 人	0. 42%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
板金工	2 人	0. 42%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	50. 00%
			100%以上	1 人	50. 00%
内装工	12 人	2. 54%	85%以上 90%未満	4 人	33. 33%
			90%以上 100%未満	8 人	66. 67%
			100%以上	0 人	0%
建具工	14 人	2. 96%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	5 人	35. 71%
			100%以上	9 人	64. 29%
保温工	2 人	0. 42%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員 A	6 人	1. 27%	85%以上 90%未満	3 人	50%
			90%以上 100%未満	3 人	50%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員 B	49 人	10. 36%	85%以上 90%未満	48 人	97. 96%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	2. 04%
機械工	6 人	1. 27%	85%以上 90%未満	1 人	16. 67%
			90%以上 100%未満	2 人	33. 33%
			100%以上	3 人	50. 00%
合計	473 人	100%	85%以上 90%未満	239 人	50. 53%
			90%以上 100%未満	124 人	26. 22%
			100%以上	110 人	23. 25%

【参考】工種別の状況

(1) 土木一式

対象工事 14 件において 161 人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の 85%以上 90%未満は 52.80%（前年度比+7.20%）、90%以上 100%未満は 25.46%（同▲4.14%）、100%以上は 21.74%（同▲3.06%）となっており、85%以上 90%未満の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上 90%未満は 44.00%、90%以上 100%未満は 34.00%、100%以上は 22.00%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	11 人	6.83%	85%以上 90%未満	7 人	63.64%
			90%以上 100%未満	1 人	9.09%
			100%以上	3 人	27.27%
普通作業員	50 人	31.05%	85%以上 90%未満	22 人	44.00%
			90%以上 100%未満	17 人	34.00%
			100%以上	11 人	22.00%
軽作業員	36 人	22.36%	85%以上 90%未満	10 人	27.78%
			90%以上 100%未満	10 人	27.78%
			100%以上	16 人	44.44%
塗装工	2 人	1.24%	85%以上 90%未満	1 人	50.00%
			90%以上 100%未満	1 人	50.00%
			100%以上	0 人	0%
特殊運転手	6 人	3.73%	85%以上 90%未満	1 人	16.67%
			90%以上 100%未満	5 人	83.33%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	5 人	3.11%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	4 人	80.00%
			100%以上	1 人	20.00%
配管工	5 人	3.11%	85%以上 90%未満	2 人	40.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	3 人	60.00%
交通誘導員 A	6 人	3.73%	85%以上 90%未満	3 人	50.00%
			90%以上 100%未満	3 人	50.00%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員 B	40 人	24.84%	85%以上 90%未満	39 人	97.50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	2.50%
合 計	161 人	100%	85%以上 90%未満	85 人	52.80%
			90%以上 100%未満	41 人	25.46%
			100%以上	35 人	21.74%

(2) 建築一式

対象工事7件において185人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は51.89%（前年度比▲5.60%）、90%以上100%未満は26.49%（同11.52%）、100%以上は27.54%（同▲5.92%）となっており、85%以上90%未満の割合が最も高い。

従事割合が最も多い軽作業員で見ると、85%以上90%未満は29.27%、90%以上100%未満は24.39%、100%以上は46.34%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
特殊作業員	1人	0.54%	85%以上90%未満	0人	0%
			90%以上100%未満	1人	100%
			100%以上	0人	0%
普通作業員	37人	20.00%	85%以上90%未満	11人	29.73%
			90%以上100%未満	15人	40.54%
			100%以上	11人	29.73%
軽作業員	41人	22.16%	85%以上90%未満	12人	29.27%
			90%以上100%未満	10人	24.39%
			100%以上	19人	46.34%
とび工	14人	7.57%	85%以上90%未満	10人	71.43%
			90%以上100%未満	4人	28.57%
			100%以上	0人	0%
電工	10人	5.41%	85%以上90%未満	8人	80.00%
			90%以上100%未満	2人	20.00%
			100%以上	0人	0%
鉄筋工	2人	1.08%	85%以上90%未満	2人	100%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
鉄骨工	3人	1.62%	85%以上90%未満	3人	100%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
塗装工	8人	4.32%	85%以上90%未満	8人	100%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
特殊運転手	3人	1.62%	85%以上90%未満	1人	33.33%
			90%以上100%未満	2人	66.67%
			100%以上	0人	0%
大工	1人	0.54%	85%以上90%未満	1人	100%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
左官	2人	1.08%	85%以上90%未満	2人	100%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
配管工	10人	5.41%	85%以上90%未満	9人	90.00%
			90%以上100%未満	1人	10.00%
			100%以上	0人	0%

はつり工	14人	7.57%	85%以上 90%未満	14人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
防水工	2人	1.08%	85%以上 90%未満	2人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
板金工	2人	1.08%	85%以上 90%未満	0人	0%
			90%以上 100%未満	1人	50.00%
			100%以上	1人	50.00%
内装工	12人	6.49%	85%以上 90%未満	4人	33.33%
			90%以上 100%未満	8人	66.67%
			100%以上	0人	0%
建具工	14人	7.57%	85%以上 90%未満	0人	0%
			90%以上 100%未満	5人	35.71%
			100%以上	9人	64.29%
交通誘導員B	9人	4.86%	85%以上 90%未満	9人	100%
			90%以上 100%未満	0人	0%
			100%以上	0人	0%
合計	185人	100%	85%以上 90%未満	96人	51.89%
			90%以上 100%未満	49人	26.49%
			100%以上	40人	21.62%

(3) 管

対象工事1件において15人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は20.00%（前年度比▲15.00%）、90%以上100%未満は30.00%（前年度比▲3.33%）、100%以上は53.33%（前年度比+18.33%）となっており、100%以上の割合が最も高い。

従事割合が最も多い軽作業員で見ると、85%以上90%未満及び90%以上100%未満は同率で16.67%、100%以上は66.66%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
普通作業員	1人	6.67%	85%以上 90%未満	0人	0%
			90%以上 100%未満	1人	100%
			100%以上	0人	0%
軽作業員	12人	80.00%	85%以上 90%未満	2人	16.67%
			90%以上 100%未満	2人	16.67%
			100%以上	8人	66.66%
電工	2人	13.33%	85%以上 90%未満	1人	50.00%
			90%以上 100%未満	1人	50.00%
			100%以上	0人	0%
合計	15人	100%	85%以上 90%未満	3人	20.00%
			90%以上 100%未満	4人	26.67%
			100%以上	8人	53.33%

(4) ほ装

対象工事2件において31人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の85%以上90%未満は16.13%（前年度比▲4.70%）、90%以上100%未満が48.39%（同+19.22%）、100%以上が35.48%（同▲14.52%）となっており、100%以上の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上90%未満は18.18%、90%以上100%未満は50.00%、100%以上は31.82%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	5人	16.13%	85%以上90%未満	1人	20.00%
			90%以上100%未満	4人	80.00%
			100%以上	0人	0%
普通作業員	22人	70.97%	85%以上90%未満	4人	18.18%
			90%以上100%未満	11人	50.00%
			100%以上	7人	31.82%
特殊運転手	3人	9.68%	85%以上90%未満	0人	0%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	3人	100%
土木一般 世話役	1人	3.22%	85%以上90%未満	0人	0%
			90%以上100%未満	0人	0%
			100%以上	1人	100%
合計	31人	100%	85%以上90%未満	5人	16.13%
			90%以上100%未満	15人	48.39%
			100%以上	11人	35.48%

(5) 機械器具設置

対象工事 5 件において 81 人の労働者が従事した。

公共工事設計労務単価の 85%以上 90%未満は 61.73%（前年度比▲2.68%）、90%以上 100%未満は 18.52%（同+4.96%）、100%以上は 19.75%（同▲2.28%）となっており、85%以上 90%未満の割合が最も高い。

従事割合が最も多い普通作業員で見ると、85%以上 90%未満は 60.00%、90%以上 100%未満及び 100%以上は同率で 20.00%となっている。

労働者数			賃金支払状況		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	1 人	1.23%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	50 人	61.73%	85%以上 90%未満	30 人	60.00%
			90%以上 100%未満	10 人	20.00%
			100%以上	10 人	20.00%
軽作業員	22 人	27.16%	85%以上 90%未満	16 人	72.72%
			90%以上 100%未満	3 人	13.64%
			100%以上	3 人	13.64%
保温工	2 人	2.47%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
機械工	6 人	7.41%	85%以上 90%未満	1 人	16.67%
			90%以上 100%未満	2 人	33.33%
			100%以上	3 人	50.00%
合 計	81 人	100%	85%以上 90%未満	50 人	61.73%
			90%以上 100%未満	15 人	18.52%
			100%以上	16 人	19.75%

3 職種（普通作業員）の確認状況

令和 3 年度に発注する工事から、作業内容に応じ適切な職種となっているか確認するため、「普通作業員」について、労働者が普通作業員であることの説明を雇用者から受け、相違ない場合に当該労働者が自署する確認書の提出を求めている。

令和 6 年度に完了した工事に従事する全ての普通作業員について、作業内容が普通作業員であると認識していることを確認した。

#### 4 立入調査実施状況

##### (1) 実施件数

公契約条例が適用される案件のうち、工事請負契約8件について、立入調査を実施した。※業務委託契約及び指定管理協定は今後実施

契約の種類	件数	人数
工事請負契約	8件	24人

##### (2) 聞き取り事項

1件当たり概ね3人の労働者に対し以下の項目について聞き取りを行った

- ① 最低額が記載された周知事項の掲示場所を知っているか、もしくは配布されているか。
- ② 自分の職種の最低額を認識しているか。
- ③ 自分の職種の最低額以上の賃金が支払われているか。
- ④ 工事請負契約のみ、退職金制度が建退共の場合に建退共証紙を建退共手帳に貼付しているか。

##### (3) 聞き取り結果

回答	(1)掲示又は配布	(2)最低額の認識	(3)最低額以上の支払	(4)建退共証紙貼付
はい	24人 (100%)	24人 (100%)	24人 (100%)	22人 (91.67%)
いいえ	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	2人 (8.33%)
わからない			0人 (0%)	0人 (0.00%)

聞き取り事項(1)、(2)及び(3)について、全ての労働者から適正な周知や賃金支払いである旨確認することができた。

(4)について、「いいえ」と回答した労働者2人は、建退共以外の退職金制度の労働者であった。

#### 5 賃金条項型の公契約条例の制定状況

野田市と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、令和7年2月の審議会の時点では、本市を含めて32自治体であったが、その後、新たに品川区、立川市、豊島区が制定し、35自治体となった。

##### 【条例概要】

●品川区 (令和6年12月6日公布・令和7年4月1日施行)

適用範囲	工事請負契約	予定価格1億8千万円以上
	業務委託契約	予定価格2千万円以上のもので、規則で定めるもの
	指定管理協定	規則で定めるもの
下限額		審議会において審議中

●立川市（令和7年10月1日公布・令和8年4月1日施行）

適用範囲	工事請負契約	予定価格1億5千万円以上
	業務委託契約	予定価格1千万円以上のもので、規則で定めるもの
	指定管理協定	規則で定めるもの
下限額		審議会において審議中

●豊島区（令和7年10月27日公布・令和8年4月1日施行）

適用範囲	工事請負契約	予定価格9千万円以上
	業務委託契約	予定価格1千万円以上のもので、規則で定めるもの
	指定管理協定	全て
下限額		審議会において審議中

【参考】賃金条項型の条例を制定している自治体

- ①野田市、②川崎市、③多摩市、④相模原市、⑤渋谷区、⑥国分寺市、⑦厚木市、⑧足立区、⑨直方市、⑩千代田区、⑪三木市、⑫高知市、⑬草加市、⑭世田谷区、⑮我孫子市、⑯加西市、⑰加東市、⑱豊橋市、⑲越谷市、⑳目黒区、㉑日野市、㉒豊川市、㉓新宿区、㉔杉並区、㉕江戸川区、㉖中野区、㉗北区、㉘津市、㉙墨田区、㉚台東区、㉛みよし市、㉜文京区、㉝品川区、㉞立川市、㉟豊島区

## Ⅱ 令和8年度の工事請負契約に係る最低額について

令和7年度の最低額については、平成25年度に適用率を80%から85%に引き上げて以降、10年以上据え置いてきたため、昨年度、事務局から適用率を86%に改定する提案を行った。

公契約審議会でご審議いただいた結果、実質賃金が上がらない中で労働者の生活を守るためには、適用率1%の引上げが必要であるが、一方で、建築資材の高騰や現場環境の改善に要する費用の増大、建設事業者の倒産が増加していることなど厳しい環境に置かれていること等を踏まえ、継続審議とした上で85%に据え置いた。

また、令和8年度の最低額の設定については、事業者団体及び労働者団体からヒアリングを行った上で、判断していくこととしている。

### 1 全国的な状況

#### (1) 消費者物価指数

「2020年基準消費者物価指数 全国 令和7年9月分」（総務省）によれば、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が111.4となり、前年同月比で2.9%上昇となった。日銀の物価目標である前年同月比2%を上回る上昇は、令和4年4月以降継続しており、物価上昇が収まる兆しは見えない。

【消費者物価指数の推移（令和7年1月～9月）】※令和2年を100とする

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
消費者物価指数	109.8	109.7	110.2	110.9	111.4	111.4	111.6	111.6	111.4
前年同月比	3.2%	3.0%	3.2%	3.5%	3.7%	3.3%	3.1%	2.7%	2.9%
平均	3.2%								

【消費者物価指数の推移（直近5年）】※令和2年を100とする

	2年	3年	4年	5年	6年
消費者物価指数	100.0	99.8	102.1	105.2	107.9
前年比	▲0.2%	▲0.2%	2.3%	3.1%	2.7%

#### (2) 実質賃金及び名目賃金

「毎月勤労統計調査 令和7年8月分結果確報」（厚生労働省）によれば、物価変動を加味した実質賃金は、令和7年1月から9月まで、全月において前年同月比がマイナスとなっている。一方、名目賃金（現金給与総額）は、前年同月比で44か月連続のプラスであり、着実に上昇しているものの、物価変動を加味すると労働者の生活が依然として厳しいことが読み取れる。

【実質賃金及び名目賃金（前年同月比）の推移（令和7年1月～8月）】

前年同月比(%)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
実質賃金	▲2.8	▲1.5	▲1.8	▲2.0	▲2.6	▲0.8	▲0.2	▲1.7
名目賃金	1.8	2.7	2.3	2.0	1.4	3.1	3.4	1.3

【実質賃金及び名目賃金（前年比）の推移（直近6年）】

前年比(%)	2年	3年	4年	5年	6年
実質賃金	▲1.2	0.6	▲1.0	▲2.5	▲0.3
名目賃金	▲1.2	0.3	2.0	1.2	2.8

(3) 建設資材価格

令和7年9月の全国における「建設資材価格指数」（一般財団法人経済調査会）によれば、建築・土木総合及び土木で9月がピークとなっており、令和2年度の1.4倍を超える高止まりの状況が継続しており、物価上昇と同様に、収まる兆しは見えない。

【建設資材価格の推移（令和7年）】※令和2年度を100とする（単位：％）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
建築・土木総合	140.5	140.6	140.3	140.0	141.9	142.9	142.7	142.9	143.0
建築	141.3	141.3	140.8	140.5	142.5	143.0	142.6	142.6	142.6
土木	138.9	139.3	139.3	139.1	140.8	142.7	143.0	143.4	143.8

※建築のピークは、令和4年11月の146.6%

【建設資材価格の推移（直近5年）】※令和2年度を100とする（単位：％）

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
建築・土木総合	100.0	119.0	137.9	141.2	140.7
建築	100.0	124.4	144.4	143.3	142.0
土木	100.0	110.0	127.0	137.5	138.4

(4) 中小企業における人手不足、賃上げの状況

① 人手不足の状況

令和7年7月に帝国データバンクが実施した「人手不足に対する企業の動向調査」の結果では、正社員の人手不足を感じている企業の割合は51.6%であり、前年の65.6%を14ポイント下回った。また、業種別では建設業が70.2%で最も高く、前年の78.9%を8.7ポイント下回っているが、依然として高水準であることから、慢性的な人手不足が継続していると考えられる。

なお、回答企業からは、「人手不足の影響により案件があっても受注できない。人件費や資材費等の値上がり分を受注価格に反映できていない。」、「案件は多いが発注者予算と工事費が合わない。今後、資材高騰や人件費高騰、職人不足が進むと受注を控えなくてはならず、売上げ減少になる可能性がある。」といった声もあり、採算面と人手不足で受注を拡大できない状況がうかがえる。

## ② 賃上げの状況

令和7年4月から5月に日本商工会議所及び東京商工会議所が共同で実施した「中小企業の賃金改定に関する調査」の結果によれば、中小企業の69.6%（前年比▲4.7ポイント）が実施予定と回答した。そのうち、業績の改善は見られないが賃上げ（防衛的賃上げ）を実施予定と回答した割合は60.1%（前年比+1.0ポイント）であり、依然として中小企業の苦しい経営状況がうかがえる。また、建設業において、賃上げ実施予定と回答した企業の割合は71.1%となっている。

なお、防衛的賃上げの理由は、人材の確保・採用が71.5%、物価上昇への対応が69.4%と高くなっている。

一方、賃上げを見送る理由は、売上げの低迷が58.2%、資金面での余力に乏しいためが43.8%、原材料費等のコスト負担増が38.0%となっており、ここでも中小企業の苦しい経営状況がうかがえる結果となっている。

## (5) 倒産件数

「全国企業倒産集計」（帝国データバンク）によれば、コロナ融資を始めとする政府の資金繰り支援策が功を奏し、令和3年度は過去20年で最少となったが、物価高やコロナ融資の返済の開始等により令和4年度から増加に転じている。令和7年度は、前年度の上半期921件と比較して92件多く、例年、年度後半に増加が見込まれることから、令和6年度を上回る見込みである。また、倒産を要因別に見ると令和4年度以降、物価高による倒産が大きく増加している。

### 【建設業の倒産件数の推移】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (上半期)
倒産件数	1,167	1,084	1,291	1,749	1,932	1,013
前年度比	▲285 ▲19.63%	▲83 ▲7.11%	207 19.10%	458 35.48%	183 10.46%	— —

※令和7年度は4月～9月の実績

【建設業の倒産要因別の推移】

要因		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (上半期)
物価高	件数	23	21	94	209	254	129
	前年度比	▲4 ▲14.81%	▲2 ▲8.70%	73 347.62%	115 122.34%	45 21.53%	— —
人手不足	件数	37	38	41	94	111	53
	前年度比	▲14 ▲27.45%	1 2.70%	3 7.89%	53 129.27%	17 18.09%	— —
後継者難	件数	97	107	119	134	127	65
	前年度比	▲8 ▲7.62%	10 10.31%	12 11.21%	15 12.61%	▲7 ▲5.22%	— —
コロナ 融資後	件数	9	37	103	123	143	62
	前年度比	— —	28 311.11%	66 178.38%	20 19.42%	20 16.26%	— —

※令和7年度は4月～9月の実績

## 2 法定最低賃金等の比較

### (1) 公共工事設計労務単価と法定最低賃金

市が定める最低額の基本となる公共工事設計労務単価の直近5年の平均額の推移を見ると、右肩上がりに上昇している。令和5年度からは5%以上の上昇となっており、令和7年度には6%の上昇となった。直近3年では、法定最低賃金の伸び率を上回っている。

【公共工事設計労務単価（全職種平均）と最低賃金の伸び率の推移】

	3年	4年	5年	6年	7年
労務単価平均	20,409	21,084	22,227	23,600	24,852
前年比	0.96%	3.31%	5.42%	6.18%	5.31%
法定最低賃金	953	984	1,026	1,076	1,140
前年比	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	5.95%

### (2) 求人情報と市の定める最低額

令和7年11月の求人情報のうち、就業場所が「野田市、柏市、松戸市、流山市」の「建築、土木、電気工事に係る建設・土木作業員」について、求人賃金下限を個別に確認したところ、83件のデータを確認し、4市平均は1,603円、野田市に限ると15件で、平均は1,634円であった。

求人情報では、建設業法上のどの職種に該当するのか明確ではないが、求人内容を見ると「普通作業員」又は「軽作業員」が近いと思われることから、

それぞれで比較すると、「普通作業員」に係る市が定める令和7年度の最低額2,667円は、求人賃金下限の野田市平均1,634円より1,033円、4市平均1,603円より1,064円高くなっており、「軽作業員」に係る市が定める令和7年度の最低額1,870円は、求人賃金下限の野田市平均1,634円より236円、4市平均1,603円より267円高くなっている。

【求人情報と市が定める最低額の比較】

	求人情報 (4市平均)	求人情報 (野田市平均)①	市の最低額 ②	差額 ②-①
普通作業員	1,603円	1,634円	2,667円	1,033円
軽作業員			1,870円	236円

(3) ハローワーク求人賃金下限（千葉県労働局）と市が定める最低額

① 直近5年の推移

直近5年の推移を見ると、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額は、いずれも右肩上がりに上昇している。建設業におけるハローワーク求人賃金下限は、令和6年度を除き上昇している。

【最低額と求人賃金等の推移（前年度比）】

区 分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市が定める最低額 (全職種平均)	金 額	2,857円	2,913円	3,100円	3,262円	3,441円
	上昇額	40円	56円	187円	162円	179円
市が定める最低額 (普通作業員)	金 額	2,179円	2,242円	2,402円	2,540円	2,667円
	上昇額	22円	63円	160円	138円	127円
市が定める最低額 (軽作業員)	金 額	1,584円	1,584円	1,711円	1,785円	1,870円
	上昇額	11円	0円	127円	74円	85円
ハローワーク求人賃金 下限【職業全体】	金 額	1,093円	1,110円	1,141円	1,184円	1,234円
	上昇額	2円	17円	31円	43円	50円
ハローワーク求人賃金 下限【建設業】	金 額	1,195円	1,260円	1,277円	1,189円	1,391円
	上昇額	11円	65円	17円	▲88円	202円
法定最低賃金	金 額	953円	984円	1,026円	1,076円	1,140円
	上昇額	28円	31円	42円	50円	64円

② 令和7年4月現在

ハローワーク求人賃金は、調査対象月の概ね2か月後に毎月公表されている。月によって変動幅が大きいいため、一概に比較するのは難しいが、ここでは千葉県労働局が公表する各年度4月の下限を採用した。

令和7年度の状況を見ると、全職種平均、普通作業員、軽作業員に係る市が定める最低額は、それぞれ3,441円、2,667円、1,870円となっており、

建設業におけるハローワーク求人賃金下限 1,391 円をそれぞれ 2,050 円（147.38%）、1,276 円（91.73%）、479 円（34.44%）上回っている。

【ハローワーク求人情報と最低額の比較】（令和7年4月現在）

	ハローワーク求人 下限額 ①	市の最低額 ②	差額 ②－①
全職種平均	1,391 円	3,441 円	2,050 円
普通作業員		2,667 円	1,276 円
軽作業員		1,870 円	479 円

(4) 市が定める最低額の推移

① 適用率の経緯

平成 23 年度に公共工事設計労務単価の 85%以上の賃金が支払われた労働者の割合が 87%であったため、平成 25 年度に適用率を 80%から 85%へ引き上げた。その後は現在まで 85%に据え置いている。

② 市が定める最低額の推移

公共工事設計労務単価が、職種によって差はあるものの右肩上がりに上昇していることに比例し、市が定める最低額も上昇している。

前年度比で見ても、6 年度まではそれぞれの上昇額が法定最低賃金を上回っていたが、7 年度は法定最低賃金が大きく上昇したため、市が定める最低額の上昇率を上回っている。

【市が定める最低額の推移（直近 5 年）】

職種等	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
全職種平均	金額	2,857 円	2,913 円	3,100 円	3,262 円	3,441 円
	上昇額	40 円	56 円	187 円	162 円	179 円
	上昇率	1.42%	1.96%	6.42%	5.23%	5.49%
普通作業員	金額	2,179 円	2,242 円	2,402 円	2,540 円	2,667 円
	上昇額	22 円	63 円	160 円	138 円	127 円
	上昇率	1.02%	2.89%	7.14%	5.75%	5.00%
軽作業員	金額	1,584 円	1,584 円	1,711 円	1,785 円	1,870 円
	上昇額	11 円	0 円	127 円	74 円	85 円
	上昇率	0.70%	0%	8.02%	4.32%	4.76%
交通誘導員 B	金額	1,435 円	1,467 円	1,594 円	1,700 円	1,796 円
	上昇額	53 円	32 円	127 円	106 円	96 円
	上昇率	3.84%	2.23%	8.66%	6.65%	5.65%
法定最低賃金	金額	953 円	984 円	1,026 円	1,076 円	1,140 円
	上昇額	28 円	31 円	42 円	50 円	64 円
	上昇率	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	5.95%

※平成 27 年度以降の市が定める最低額（全職種平均、普通作業員、交通誘導員 B

）、千葉県におけるハローワーク求人賃金下限及び最低賃金の金額等の推移は、添付資料1（27ページ）参照、平成27年度を基準とした金額及び上昇率の推移（グラフ）は添付資料2（28ページ）及び添付資料3（29ページ）参照

（参考）法定最低賃金を上回る賃金の下限額を定める条例を制定している23自治体（関東地方）の状況（令和7年10月末現在）

適用率	自治体名	自治体数
95%	足立区 ※令和7年度から	1
92%	川崎市 ※令和4年度から	1
90%	多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、千代田区、越谷市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区、台東区、文京区	16
85%	世田谷区、日野市、野田市	3
80%	我孫子市	1

※草加市は、具体的な適用率は設定せずに審議会で決定

### 3 公契約条例適用工事における賃金の支払状況

#### (1) 公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合

工事に係る市が定める最低額の引上げは、公共工事設計労務単価の85%から86%への引上げを当面の目標とし、公共工事設計労務単価の86%以上の賃金が支払われている労働者の割合が8割を超えていることを一つの指標としている。

物価高騰の中で実質賃金が上昇しない状況下では86%への引上げが望ましいものの、労働者を雇用する事業者は、資材や資材調達のコストの上昇に加え、賃上げによる負担が増加し、事業経営の困難さが増す恐れがあること、また、建設業では、時間外労働の上限規制の適用や、夏場の熱中症への対応など、さらに事業経営の困難さが増す要因もあることから、令和7年度は公契約審議会において継続審議していくこととし、85%に据え置いている。

さらに、条例が適用される工事に限って、市が定める最低額をクリアするためだけに手当を支給している事業者もあり、事業者の負担が過度にならないよう配慮しつつ、経済情勢等を踏まえた上で適切に判断する必要がある。

直近5年の公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合は、令和2年度及び4年度は8割を超え、令和3年度、5年度及び6年度は8割を下回った。令和6年度は、74.21%まで低下しており、5年間平均（単純平均）でも79.28%と8割を僅かに下回っている。

【公共工事設計労務単価に対する賃金の割合の推移（直近5年）】

労務単価に 対する割合	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	人数	割合								
85%以上 86%未満	75	14.85%	136	20.24%	79	18.50%	121	24.20%	122	25.79%
86%以上 87%未満	47	9.31%	42	6.25%	37	8.66%	20	4.00%	43	9.09%
87%以上 88%未満	41	8.12%	37	5.50%	15	3.51%	29	5.80%	46	9.73%
88%以上 89%未満	26	5.15%	34	5.06%	11	2.58%	53	10.60%	15	3.17%
89%以上 90%未満	19	3.76%	26	3.87%	11	2.58%	27	5.40%	13	2.75%
90%以上 100%未満	129	25.54%	150	22.32%	155	36.30%	109	21.80%	124	26.22%
100%以上	168	33.27%	247	36.76%	119	27.87%	141	28.20%	110	23.25%
86%以上小計	430	85.15%	536	79.76%	348	81.50%	379	75.80%	351	74.21%
合計	505	100.00%	672	100.00%	427	100.00%	500	100.00%	473	100.00%

また、令和6年度の公契約条例適用労働者473人の25%に当たる122人が85%以上86%未満であり、この区分を細分化すると、85.5%以上の労働者が40人（8.45%）になるため、これらを四捨五入の考えにより86%以上の人数351人（74.21%）に加えると391人（82.66%）となり8割を上回る。

【公共工事設計労務単価に対する賃金の割合（令和6年度85%以上86%未満の内訳）】

	85.0%	85.1%	85.2%	85.3%	85.4%	85.5%	85.6%	85.7%	85.8%	85.9%
人数	53	9	12	6	2	9	6	22	1	2
	82					40				
割合	11.21	1.90	2.54	1.27	0.42	1.90	1.27	4.65	0.21	0.42
	17.34					8.45				

※割合は令和6年度合計473人に対する割合。

(2) 条例適用工事に限った手当の支給状況

事業者の給与規定による賃金では市が定める最低額以上の賃金を支払うことができないため、条例適用工事に限った手当を支給している実態があり、特に下請業者で多く見られる。

また、手当が支給される労働者のうち、交通誘導員Bの割合が高くなっている。

条例適用工事に限った手当を支給されている労働者の割合は、直近5年の状況を見ると、令和4年度は低下、令和5年度は上昇し、令和6年度は低下しており、年度によってバラツキがでており、傾向が見えない。

【条例適用工事に限った手当の支給状況（直近5年）】

年度	条例適用工事			条例適用工事に限った手当の支給				
	工事件数	労働者数	業者数	工事件数	労働者数	業者数	うち下請	平均額
2年度	25件	505人	128者	8件 32.00%	51人 10.10%	13者 10.16%	11者 84.62%	215円
3年度	30件	672人	180者	9件 30.00%	91人 13.54%	22者 12.22%	21者 95.45%	366円
4年度	32件	427人	153者	6件 18.75%	27人 6.32%	13者 8.50%	12者 92.31%	459円
5年度	32件	500人	177者	11件 34.38%	62人 12.40%	20者 11.30%	19者 95.00%	536円
6年度	28件	473人	147者	7件 25.00%	68人 14.38%	14者 9.52%	12者 85.71%	423円

※手当が支給される労働者のうち、交通誘導員Bの割合が高くなっている。

- ・令和2年度 76.47%（51人中39人）
- ・令和3年度 60.44%（91人中55人）
- ・令和4年度 29.63%（27人中8人）
- ・令和5年度 33.90%（59人中20人）
- ・令和6年度 66.18%（68人中45人）

#### 4 建設業組合及び千葉土建の意見

##### (1) 野田建設業協同組合の意見（要約）

###### ① 公契約条例の適用率・内容について

- ・ 労働者側は「85%以上」を希望するのは理解できるが、事業者にとっては経営維持が困難。
- ・ 公契約条例を全国に普及させるためには、適用率を下げる・範囲を狭めるなど、ハードルを下げる必要がある。
- ・ 制定当初と異なり、現在は人手不足で賃金が自然に上昇しており、条例の意義に疑問がある。

###### ② 経営・実務上の課題について

- ・ 下請け業者への理解・説明や事務負担が大きく、元請けも管理が大変。
- ・ 事務作業に対する補助や支援がない。
- ・ 下請けは条例遵守のため、高賃金の熟練労働者を配置しており、若手には効果が及ばない。

###### ③ 制度の位置づけ・国との関係について

- ・ 最低賃金は国が定めているため、条例でさらに上乘せするのは「ナンセンス」。
- ・ 国が公契約条例に追随する見込みは低く、制度の存在意義を再考すべき。

- ・ 国の最低賃金目標（1,500円→今後さらに上昇）を踏まえると、条例の役目は終わりつつある。

## (2) 県北建設業協同組合の意見（要約）

### ① 賃金・経営状況

- ・ 資材・物価高騰が異常であり、賃上げは中小企業には非常に厳しい。
- ・ 公共工事は採算が取れても、民間工事は利益が出ず、受注を断ることもある。
- ・ 労働者確保が困難で、人手不足倒産も発生している。

### ② 労働者の処遇と実態

- ・ 外国人技能実習生は賃金を互いに確認しており、条例現場との差で不公平が生じる。
- ・ 公契約条例現場に合わせて、他の現場にも手当を支給せざるを得ず、負担増。
- ・ 毎年賃上げしないと離職されるなど、常に賃金上昇圧力にさらされている。
- ・ 若者のアルバイト志向が減り、新規労働力の確保が困難。

## (3) 千葉土建の主な意見（要約）

### ① 労務費基準と公契約条例の関係

- ・ 国が令和7年12月に公表予定の労務費基準が、公契約条例の最低額より低くなる可能性を懸念している。
- ・ ただし、基準は建設キャリアアップシステム（CCUS）をベースにする見込みであり、大きく下がることはないとしている。
- ・ 労務費基準は、公共・民間を問わず全ての契約段階（元請・下請）で賃金を担保する性格のもので、労務費を削らずに他の要素で競争する仕組みになると考えられる。
- ・ 公契約審議会は国の労務費基準の内容を確認してから開催すべき。

### ② 賃金・労働実態

- ・ 公共工事の労働者や月給制労働者は、賃金への関心はそれほど高くないが、実際の賃金水準は横ばいか微増にとどまっており、物価高に追いつ

いていない。

- ・ 他業種では賃上げが進む一方、建設業への波及は最も遅い。
- ・ 50代前半が賃金のピークで、それ以降は下がる傾向。熟練工でも年齢によっては最低賃金に近い水準になるケースがある。
- ・ 外国人労働者の賃金は上昇傾向にあり、人手確保のため待遇改善が進んでいる。
- ・ 研修や住居などでコストもかかるため、日本人を雇う場合と経費的にはそれほど変わらないようだ。実質的には手厚い保護が行われている。

### ③ 労働環境・制度運用

- ・ 週休2日制は現場によっては下請労働者まで浸透していない。
- ・ 依然として残業代未払いの業者も存在。
- ・ 公契約条例の現場確認は抜き打ちで行う方が効果的。書類確認だけでなく、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用したチェックも有効。

## 5 令和8年度の市が定める最低額

### (1) 現状

市が定める工事に係る最低額については、労働者の労働条件の向上を図るため、公共工事設計労務単価の85%から86%への引上げを当面の目標としており、適用率の引き上げに当たっては、公共工事設計労務単価の86%以上の賃金が支払われている労働者の割合が8割を超えていることを一つの指標としている。

直近5年間のデータを見ると、令和2年度及び4年度は8割を超えていたが、3年度、5年度、6年度は8割を下回り、特に令和6年度は74.21%まで低下し、5年間の平均でも79.28%と8割を下回っているものの、85%以上86%未満の労働者のうち、85.5%以上の労働者が40人(8.45%)いるため、これらを加えると391人(82.66%)となり、小数点第1位を四捨五入すれば8割を超えている。なお、昨年度も同様の考え方で82.68%であったため、賃金の支払い状況に大きな変化はない。

一方で、建設資材価格の高騰や慢性的な人手不足が続いており、中小企業では業績の改善が見られない中で防衛的賃上げをせざるを得ない苦しい状況が継続している。さらに、採算面と人手不足で受注を拡大できない状況もあり、結果として倒産件数が増加していることから、中小企業を取り巻く環境は昨年度に比べて悪化していると考えられる。

このような状況の中でも、今年度の市が定める最低額は、法定最低賃金を大きく上回る水準にあり、ハローワーク求人の賃金下限との比較でも高い水準になっている。

### (2) 令和8年度の市が定める最低額の対応

現在の経済状況では、物価高騰の影響で実質賃金の減少が続いており、労働者の生活向上を考えれば、適用率を86%に引き上げることが望ましい。

しかし、建設業界においては、資材価格や調達コストの上昇が続き、事業者の負担が増している中でも、事業者側は、人手不足への対応や担い手の確保・育成のために、賃上げに取り組んでいる。また、令和7年度の公共工事設計労務単価は主要職種平均で6.0%上昇しており、最低賃金の上昇率と同

水準で上昇率している。さらに、事業者へのヒアリングでは「労働者側が「85%以上」を希望するのは理解できるが、事業者にとっては経営維持が困難」「資材・物価高騰が異常であり、賃上げは中小企業には非常に厳しい。」  
「労働者確保が困難で、人手不足倒産も発生している。」「公契約条例現場に合わせて、他の現場にも手当を支給せざるを得ず、負担増。」など厳しい現状を訴える声があった。

また、賃金については、大企業による積極的な賃上げの影響もあり、人手不足がより深刻な中小企業において、厳しい経営環境下でありながらも、人材確保の観点から賃上げを余儀なくされている状況にある。国において、中小企業の賃上げを下支えするための具体的かつ実効性のある支援策が十分に示されていない。

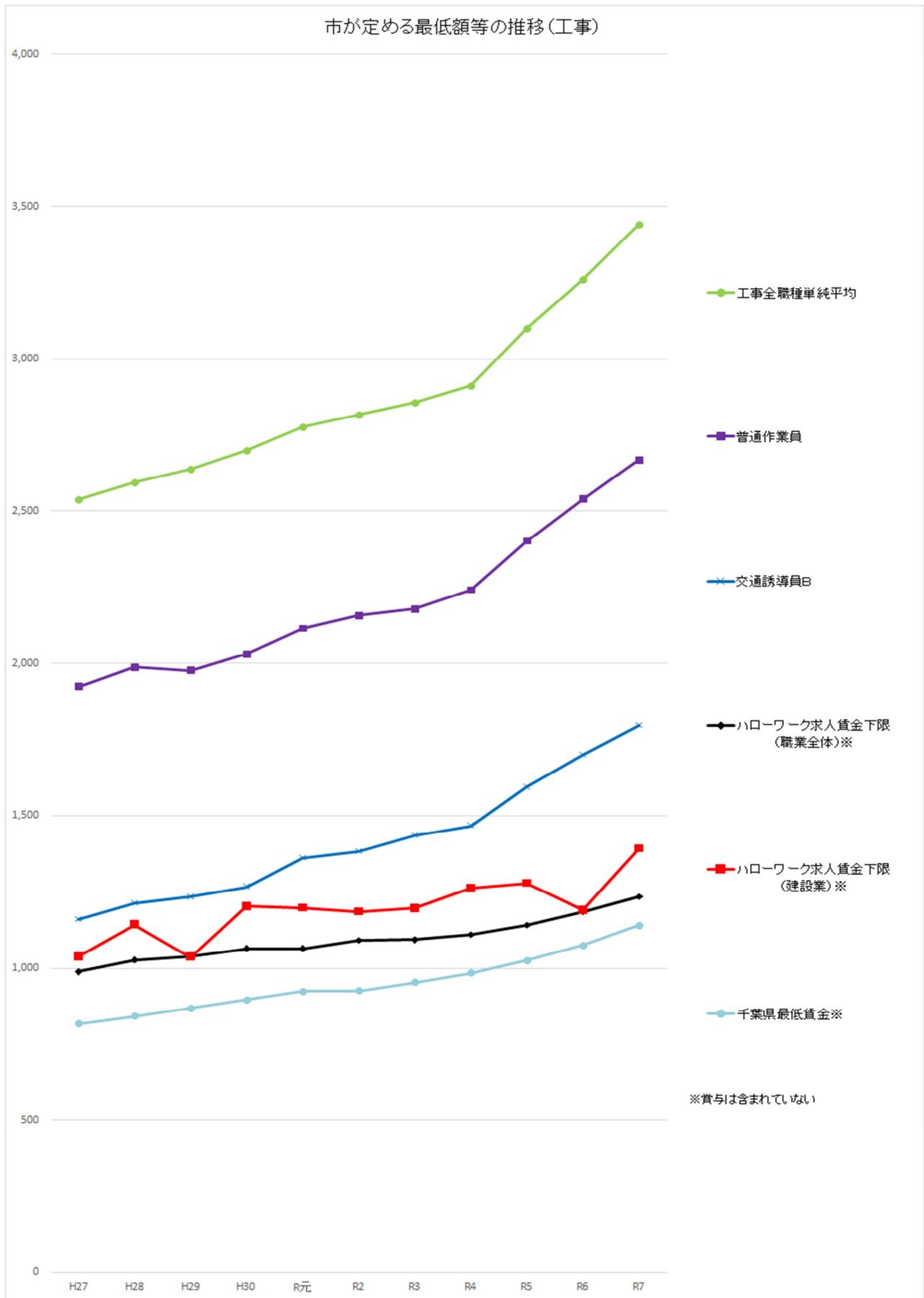
こうした背景に加え、公契約条例が労働者の権利を守ることを大前提としつつも、同時に中小企業の経営を圧迫しない範囲で運用していくことを基本にしていることを踏まえ、令和8年度の適用率は85%に据え置くこととしたい。

添付資料 1

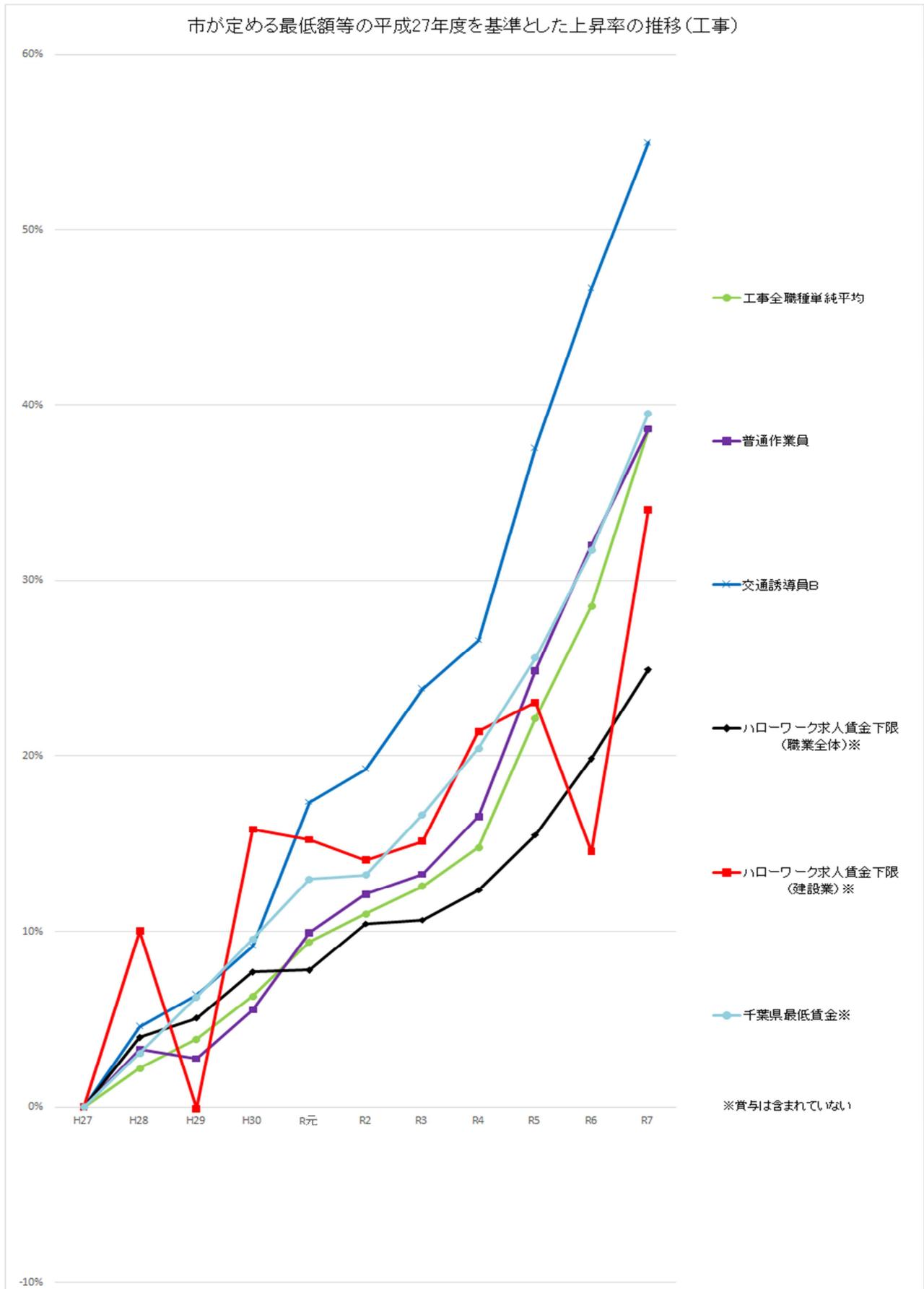
市が定める最低額等の推移(工事)

単位:円

職種		区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
市が定める最低額	工事全職種単純平均	金額	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857	2,913	3,100	3,262	3,441	
		H27比	上昇額	-	56	98	160	239	279	319	375	562	724	903
			上昇率	-	2.21%	3.86%	6.30%	9.42%	10.99%	12.57%	14.78%	22.14%	28.53%	35.58%
		前年比	上昇額	-	56	42	62	79	40	40	56	187	162	179
	上昇率		-	2.21%	1.62%	2.35%	2.93%	1.44%	1.42%	1.96%	6.42%	5.23%	5.49%	
	普通作業員	金額	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242	2,402	2,540	2,667	
		H27比	上昇額	-	63	53	106	191	233	255	318	478	616	743
			上昇率	-	3.27%	2.75%	5.51%	9.93%	12.11%	13.25%	16.53%	24.84%	32.02%	38.62%
		前年比	上昇額	-	63	-10	53	85	42	22	63	160	138	127
	上昇率		-	3.27%	-0.50%	2.68%	4.19%	1.99%	1.02%	2.89%	7.14%	5.75%	5.00%	
	交通誘導員B	金額	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435	1,467	1,594	1,700	1,796	
		H27比	上昇額	-	53	74	106	201	223	276	308	435	541	637
上昇率			-	4.57%	6.38%	9.15%	17.34%	19.24%	23.81%	26.57%	37.53%	46.68%	54.96%	
前年比		上昇額	-	53	21	32	95	22	53	32	127	106	96	
	上昇率	-	4.57%	1.73%	2.60%	7.51%	1.62%	3.84%	2.23%	8.66%	6.65%	5.65%		
ハローワーク求人賃金 下限(職業全体)	金額	988	1,027	1,038	1,064	1,065	1,091	1,093	1,110	1,141	1,184	1,234		
	H27比	上昇額	-	39	50	76	77	103	105	122	153	196	246	
		上昇率	-	3.95%	5.06%	7.69%	7.79%	10.43%	10.63%	12.35%	15.49%	19.84%	24.90%	
	前年比	上昇額	-	39	11	26	1	26	2	17	31	43	50	
上昇率		-	3.95%	1.07%	2.50%	0.09%	2.44%	0.18%	1.56%	2.79%	3.77%	4.22%		
ハローワーク求人賃金 下限(建設業)	金額	1,038	1,142	1,037	1,202	1,196	1,184	1,195	1,260	1,277	1,189	1,391		
	H27比	上昇額	-	104	-1	164	158	146	157	222	239	151	353	
		上昇率	-	10.02%	-0.10%	15.80%	15.22%	14.07%	15.13%	21.39%	23.03%	14.55%	34.01%	
	前年比	上昇額	-	104	-105	165	-6	-12	11	65	17	-88	202	
上昇率		-	10.02%	-9.19%	15.91%	-0.50%	-1.00%	0.93%	5.44%	1.35%	-6.89%	16.99%		
千葉県最低賃金	金額	817	842	868	895	923	925	953	984	1,026	1,076	1,140		
	H27比	上昇額	-	25	51	78	106	108	136	167	209	259	323	
		上昇率	-	3.06%	6.24%	9.55%	12.97%	13.22%	16.65%	20.44%	25.58%	31.70%	39.53%	
	前年比	上昇額	-	25	26	27	28	2	28	31	42	50	64	
上昇率		-	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	5.95%		



添付資料 3



### Ⅲ 令和8年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

令和7年度の最低額については、ハローワークの求人における最低額を上回っている職種は据え置くこととし、見直すこととした職種については、本市において最も低い賃金額である「清掃業務、調理員等」の6年度の最低額1,089円と、最低賃金の上昇率4.87%を乗じて積算した1,143円との差額54円を増額することとした。

#### 1 令和7年10月以降発効の最低賃金法における地域別最低賃金の状況

##### (1) 全国の法定最低賃金

令和6年度と比較すると、引上げ額は63円から82円（引上げ額63円は8都府県、64円は9府県、65円は8道県、66円は2県、69円は2県、70円は1県、71円は4県、73円は2県、74円は1県、76円は1県、77円は2県、78円は3県、79円は1県、80円は1県、81円は1県、82円は1県）となった。最高額（東京都1,226円）と最低額（高知県、宮崎県、沖縄県1,023円）の差は、203円（令和6年度212円）となった。

##### (2) 千葉県の法定最低賃金

千葉県の法定最低賃金は、1,140円（令和6年度1,076円）となり、令和6年度と比較すると、額にして64円、率にして5.95%の上昇となった。47都道府県中、昨年と変わらず6番目に高い金額となっている。

##### (3) 全国加重平均

全国加重平均は、1,121円となり、令和6年度（1,055円）と比較すると、額にして66円、率にして6.26%の上昇となった。

※政府は、昨年度に引き続き、令和7年5月22日に開催された「政労使の意見交換」において、2020年代に最賃の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することを示した。

しかし、その後、就任した高市新総理大臣は、令和7年11月14日の参議院予算委員会で、具体的な金額は示さず、企業が賃上げできる環境作りを進めていく旨答弁して中小企業に配慮した。その後、令和7年12月25日の経団連の審議員会の挨拶では、2026春闘に向けて「物価上昇に負けないベースアップの実現をお願いします。」とした上で、「賃上げを事業者に丸投げしない」と表明している。

内 容	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
千葉県の法定最低賃金	953 円	984 円	1,026 円	1,076 円	1,140 円
同 上昇額	28 円	31 円	42 円	50 円	64 円
同 上昇率	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	5.95%
全国加重平均	930 円	961 円	1,004 円	1,055 円	1,121 円
同 上昇額	28 円	31 円	43 円	51 円	66 円
同 上昇率	3.10%	3.33%	4.47%	5.08%	6.26%

## 2 令和 8 年度の市が定める最低額設定の考え方

令和 8 年度の市が定める最低額についても、法定最低賃金を一定程度上回る金額とし、法定最低賃金の上昇率を基本に、令和 7 年 12 月のハローワーク求人賃金下限額及び各職種の最低額のバランスを維持する形で設定する。

### (1) 次回の法定最低賃金を下回る恐れがある職種【69 円増額】

令和 8 年の法定最低賃金に追い越される恐れのある職種は、7 年度の最低額 1,143 円と、1,143 円に最低賃金上昇率 5.95% を乗じて得た 1,212 円との差額 69 円を増額

職 種	7 年度 最低額	最低賃金見込 (R8.10 月)	8 年度 最低額
清掃業務、調理員等	1,143 円	1,209 円	1,212 円
介護職員、生活支援員等（国家資格を有しない者）	1,151 円	1,209 円	1,220 円

### (2) ハローワーク求人賃金下限額を下回る職種【69 円増額】

ハローワークの最低額を下回っている職種は 69 円を増額

職 種	7 年度 最低額	ハローワーク求人 賃金下限 (令和 7 年 12 月)	8 年度 最低額
施設の維持管理事務員、運転士等	1,170 円	1,186 円	1,239 円

### (3) 処遇改善が必要な職種【69 円増額】

人材確保のため、国が処遇改善に取り組んでいる職種は 69 円を増額

職 種	7 年度 最低額	ハローワーク 求人賃金下限 (令和 7 年 12 月)	8 年度 最低額
栄養士、保育士等	1,237 円	1,150 円	1,306 円
介護職員、生活支援員等（国家資格を有する者）	1,237 円	1,140 円	1,306 円
看護師、機能訓練指導員	1,279 円	1,250 円	1,348 円
介護支援専門員	1,353 円	1,400 円	1,422 円

(4) ハローワーク求人賃金下限額を上回る職種【据え置き】

ハローワークの求人における最低額を上回っている職種は据え置き

職 種	7年度 最低額	ハローワーク 求人賃金下限 (令和7年12月)	8年度 最低額
学芸員、生活相談員等	1,278円	1,190円	1,278円
店長	1,250円	1,163円	1,250円
施設の警備及び駐車場の整理業務等	1,350円	1,200円	1,350円
設備の運転管理及び保守点検業務等	1,820円	1,300円	1,820円

令和8年度の市が定める最低額一覧

職 種	6年度	7年度	8年度
法定最低賃金	1,076円	1,140円	※1,209円
清掃業務、調理員、運転士（普通乗用車）等	1,089円	1,143円	1,212円
介護職員、生活支援員等（国家資格無し）	1,097円	1,151円	1,220円
施設の維持管理事務員、運転士（バス）等	1,116円	1,170円	1,239円
栄養士、保育士等	1,183円	1,237円	1,306円
介護職員、生活支援員等（国家資格有り）	1,183円	1,237円	1,306円
看護師、機能訓練指導員	1,225円	1,279円	1,348円
店長	1,250円	1,250円	1,250円
学芸員、生活相談員等	1,278円	1,278円	1,278円
施設の警備及び駐車場の整理業務等	1,350円	1,350円	1,350円
介護支援専門員	1,353円	1,353円	1,422円
設備の運転管理及び保守点検業務等	1,820円	1,820円	1,820円

※…6%上昇すると仮定して算出

【参考資料】

平成27年度以降の市が定める最低額、千葉県におけるハローワーク求人賃金下限及び法定最低賃金の金額等の推移は添付資料4（33ページ）参照、平成27年度を基準とした金額及び上昇率の推移（グラフ）は添付資料5（34ページ）及び添付資料6（35ページ）参照

平成22年度以降の市長が定める賃金の最低額の推移のうち、工事又は製造の請負の契約は添付資料7（36・37ページ）、業務委託契約は添付資料8（38ページ）、指定管理協定は添付資料9（39ページ）、公共工事設計労務単価の推移は添付資料10（40ページ）

添付資料 4

市が定める最低額等の推移(業務委託、指定管理)

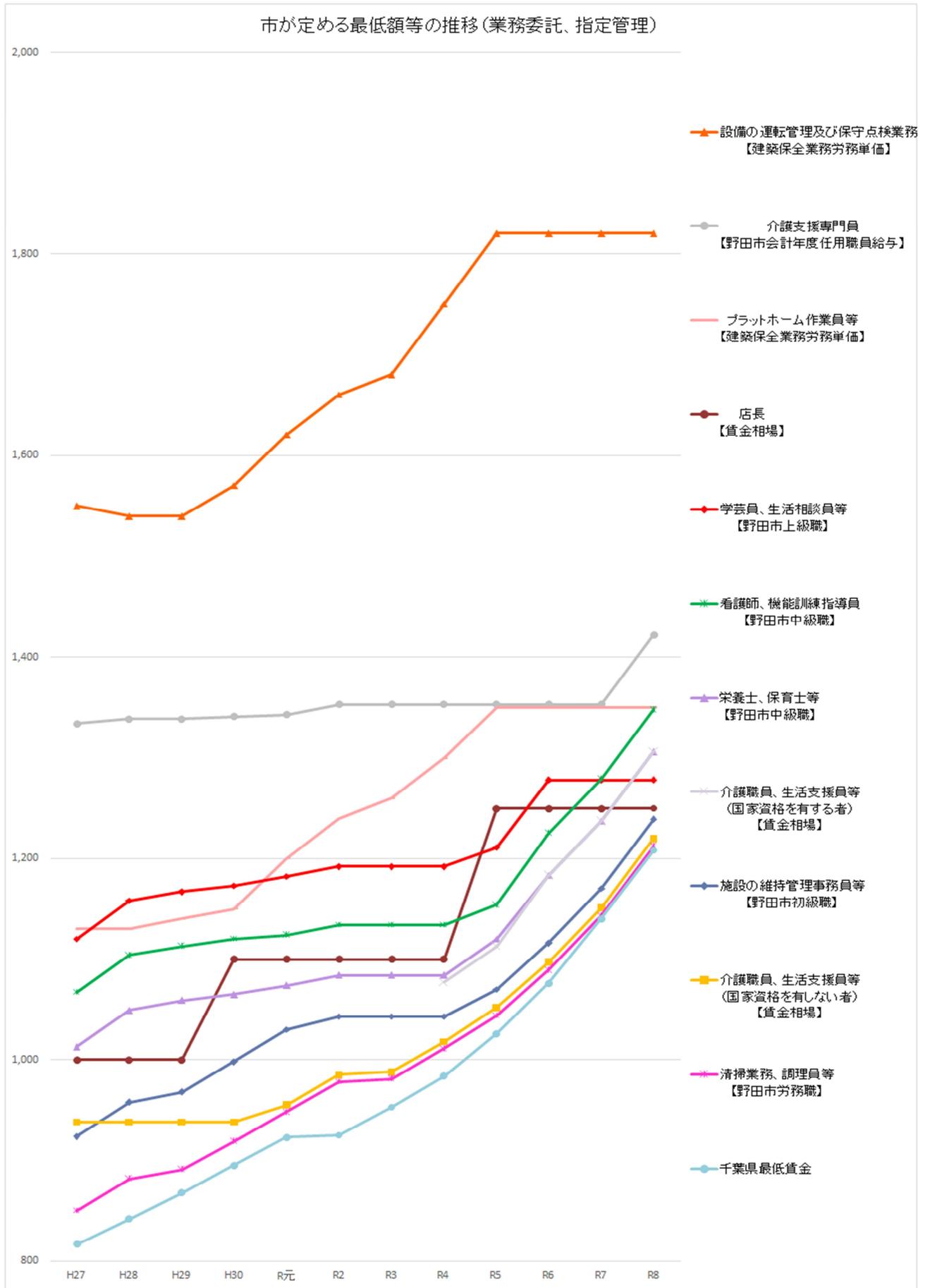
単位:円

職種	区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		金額	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820
設備の運転管理及び保守点検業務【建築保全業務労務単価】	H27比	上昇額	-	-10	-10	20	70	110	130	200	270	270	270	270
		上昇率	-	-0.65%	-0.65%	1.29%	4.52%	7.10%	8.39%	12.90%	17.42%	17.42%	17.42%	17.42%
	前年比	上昇額	-	-10	0	30	50	40	20	70	70	0	0	0
		上昇率	-	-0.65%	0.00%	1.95%	3.18%	2.47%	1.20%	4.17%	4.00%	0.00%	0.00%	0.00%
介護支援専門員【野田市会計年度任用職員給与】	H27比	金額	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,422
		上昇額	-	5	5	7	9	19	19	19	19	19	19	88
	上昇率	-	0.37%	0.37%	0.52%	0.67%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%	6.60%	
	前年比	上昇額	-	5	0	2	2	10	0	0	0	0	0	69
上昇率		-	0.37%	0.00%	0.15%	0.15%	0.74%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.10%	
施設の警備及び駐車場の整理業務等【建築保全業務労務単価】	H27比	金額	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
		上昇額	-	0	10	20	70	110	130	170	220	220	220	220
	上昇率	-	0.00%	0.88%	1.77%	6.19%	9.73%	11.50%	15.04%	19.47%	19.47%	19.47%	19.47%	
	前年比	上昇額	-	0	10	10	50	40	20	40	50	0	0	0
上昇率		-	0.00%	0.88%	0.88%	4.35%	3.33%	1.61%	3.17%	3.85%	0.00%	0.00%	0.00%	
店長【賃金相場】	H27比	金額	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,250	1,250	1,250	1,250
		上昇額	-	0	0	100	100	100	100	100	250	250	250	250
	上昇率	-	0.00%	0.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	25.00%	25.00%	25.00%	25.00%	
	前年比	上昇額	-	0	0	100	0	0	0	0	150	0	0	0
上昇率		-	0.00%	0.00%	10.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	13.64%	0.00%	0.00%	0.00%	
学芸員、生活相談員等【野田市上級職】	H27比	金額	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278	1,278
		上昇額	-	38	47	53	62	72	72	72	91	158	158	158
	上昇率	-	3.39%	4.20%	4.73%	5.54%	6.43%	6.43%	6.43%	8.13%	14.11%	14.11%	14.11%	
	前年比	上昇額	-	38	9	6	9	10	0	0	19	67	0	0
上昇率		-	3.39%	0.78%	0.51%	0.77%	0.85%	0.00%	0.00%	1.59%	5.53%	0.00%	0.00%	
看護師、機能訓練指導員【野田市中級職】	H27比	金額	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279	1,348
		上昇額	-	37	46	53	57	67	67	67	87	158	212	281
	上昇率	-	3.47%	4.31%	4.97%	5.34%	6.28%	6.28%	6.28%	8.15%	14.81%	19.87%	26.34%	
	前年比	上昇額	-	37	9	7	4	10	0	0	20	71	54	69
上昇率		-	3.47%	0.82%	0.63%	0.36%	0.89%	0.00%	0.00%	1.76%	6.15%	4.41%	5.39%	
栄養士、保育士等【野田市中級職】	H27比	金額	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
		上昇額	-	36	46	52	61	71	71	71	107	170	224	293
	上昇率	-	3.55%	4.54%	5.13%	6.02%	7.01%	7.01%	7.01%	10.56%	16.78%	22.11%	28.92%	
	前年比	上昇額	-	36	10	6	9	10	0	0	36	63	54	69
上昇率		-	3.55%	0.95%	0.57%	0.85%	0.93%	0.00%	0.00%	3.32%	5.62%	4.56%	5.58%	
介護職員、生活支援員等(国家資格有り)【賃金相場】	H27比	金額	-	-	-	-	-	-	-	1,077	1,113	1,183	1,237	1,306
		上昇額	-	-	-	-	-	-	-	-	36	106	160	229
	上昇率	-	-	-	-	-	-	-	-	3.34%	9.84%	14.86%	21.26%	
	前年比	上昇額	-	-	-	-	-	-	-	-	36	70	54	69
上昇率		-	-	-	-	-	-	-	-	3.34%	6.29%	4.56%	5.58%	
施設の維持管理事務員等【野田市初級職】	H27比	金額	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170	1,239
		上昇額	-	34	44	74	106	119	119	119	146	192	246	315
	上昇率	-	3.68%	4.76%	8.01%	11.47%	12.88%	12.88%	12.88%	15.80%	20.78%	26.62%	34.09%	
	前年比	上昇額	-	34	10	30	32	13	0	0	27	46	54	69
上昇率		-	3.68%	1.04%	3.10%	3.21%	1.26%	0.00%	0.00%	2.59%	4.30%	4.84%	5.90%	
介護職員、生活支援員等(国家資格無し)【賃金相場】	H27比	金額	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	1,220
		上昇額	-	0	0	0	17	47	50	80	114	159	213	282
	上昇率	-	0.00%	0.00%	0.00%	1.81%	5.01%	5.33%	8.53%	12.15%	16.95%	22.71%	30.06%	
	前年比	上昇額	-	0	0	0	17	30	3	30	34	45	54	69
上昇率		-	0.00%	0.00%	0.00%	1.81%	3.14%	0.30%	3.04%	3.34%	4.28%	4.92%	5.99%	
清掃業務、調理員等【野田市労務職】	H27比	金額	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
		上昇額	-	32	41	69	98	128	131	161	194	239	293	362
	上昇率	-	3.76%	4.82%	8.12%	11.53%	15.06%	15.41%	18.94%	22.82%	28.12%	34.47%	42.59%	
	前年比	上昇額	-	32	9	28	29	30	3	30	33	45	54	69
上昇率		-	3.76%	1.02%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	5.95%	
千葉県最低賃金	H27比	金額	817	842	868	895	923	925	953	984	1,026	1,076	1,140	1,208
		上昇額	-	25	51	78	106	108	136	167	209	259	323	391
	上昇率	-	3.06%	6.24%	9.55%	12.97%	13.22%	16.65%	20.44%	25.58%	31.70%	39.53%	47.86%	
	前年比	上昇額	-	25	26	27	28	2	28	31	42	50	64	68
上昇率		-	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%	4.87%	5.95%	5.95%	

※1…介護職員、生活支援員等(国家資格を有する者)はR4との比較

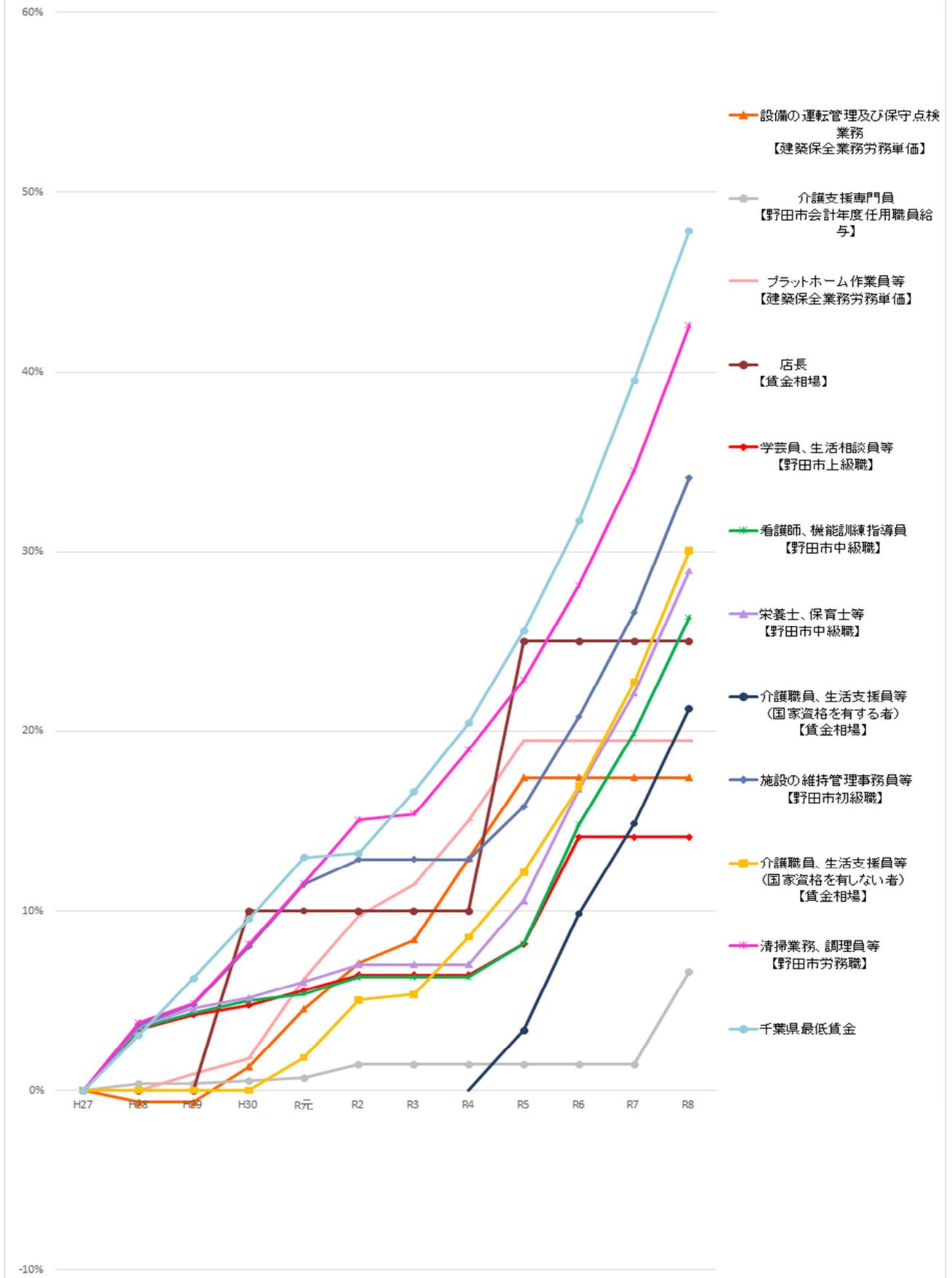
※2…R8最低賃金は、上昇率を5.95%と仮定して算出

添付資料 5



添付資料 6

市が定める最低額等の平成27年度を基準とした上昇率の推移(業務委託、指定管理)



添付資料 7

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：単価の85%以上

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
1 特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412	2,519	2,561	2,572	2,667	2,784	2,933	3,082
2 普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242	2,402	2,540	2,667
3 軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477	1,541	1,573	1,584	1,584	1,711	1,785	1,870
4 造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210	2,253	2,253	2,295	2,338	2,529	2,742	2,848
5 法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635	2,699	2,731	2,731	2,827	3,039	3,167	3,326
6 とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837	2,901	2,944	2,997	2,997	3,209	3,347	3,507
7 石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859	2,912	2,922	2,922	2,922	3,156	3,337	3,464
8 ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635	2,689	2,689	2,689	2,689	2,922	3,092	3,209
9 電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359	2,487	2,487	2,508	2,604	2,805	2,922	3,156
10 鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880	2,944	2,986	2,986	3,050	3,145	3,337	3,496
11 鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561	2,625	2,657	2,657	2,657	2,731	2,880	3,029
12 塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763	2,827	2,859	2,954	3,071	3,167	3,305	3,464
13 溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124	3,124	3,241	3,379	3,666
14 特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402	2,508	2,550	2,593	2,667	2,912	3,029	3,188
15 一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136	2,232	2,264	2,295	2,380	2,529	2,657	2,837
16 潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082	3,156	3,188	3,230	3,305	3,411	3,719	3,900
17 潜かん世話役	適用外	2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645	3,730	3,772	3,804	3,921	4,240	4,410	4,633
18 さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922	3,145	3,177	3,284	3,326	3,613	3,772	4,155
19 トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050	3,124	3,209	3,209	3,284	3,390	3,698	3,879
20 トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497	2,550	2,582	2,635	2,689	2,859	3,114	3,262
21 トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358	3,432	3,592	3,592	3,613	3,889	4,091	4,282
22 橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103	3,177	3,220	3,252	3,252	3,369	3,517	3,687
23 橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199	3,273	3,315	3,315	3,315	3,326	3,560	3,740
24 橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485	3,570	3,613	3,730	3,751	3,868	4,027	4,229
25 土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497	2,540	2,550	2,635	2,742	2,986	3,188	3,315
26 高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241	3,241	3,549	3,868	4,027
27 普通船員	適用外	1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402	2,444	2,455	2,561	2,572	2,816	3,124	3,241
28 潜水士	適用外	2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261	4,367	4,665	4,856	5,090
29 潜水連絡員	適用外	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,103	3,220	3,496	3,655	3,836
30 潜水送気員	適用外	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,050	3,156	3,422	3,581	3,751
31 山林砂防工	適用外	1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805	2,859	2,859	2,859	2,859	3,082	3,252	3,390
32 軌道工	2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782	4,867	4,984	5,037	5,207	5,409	5,812	6,057	6,354
33 型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,699	2,720	2,816	3,071	3,220
34 大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625	2,689	2,720	2,720	2,720	2,922	3,050	3,199
35 左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805	2,869	2,901	2,901	2,954	3,092	3,220	3,432
36 配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253	2,370	2,370	2,444	2,508	2,667	2,795	2,944
37 はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,667	2,720	2,901	3,029	3,177
38 防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975	3,039	3,082	3,082	3,124	3,369	3,507	3,687
39 板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859	2,922	2,965	3,039	3,092	3,262	3,432	3,602
40 タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349	2,423	2,476	2,508	2,572	2,710	2,784	2,848
41 サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614	2,678	2,710	2,720	2,827	3,060	3,209	3,369
42 屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465	2,550	2,614	2,635	2,710	2,848	3,018	3,560
43 内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816	2,880	2,922	2,954	2,954	3,135	3,284	3,454
44 ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550	2,614	2,646	2,731	2,805	3,050	3,167	3,326
45 建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497	2,572	2,635	2,667	2,742	2,880	2,880	3,007
46 ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221	2,338	2,338	2,402	2,487	2,710	2,816	3,071
47 保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285	2,402	2,412	2,412	2,455	2,667	2,774	2,922
48 建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423	2,497	2,561	2,593	2,657	2,795	2,890	3,039
49 設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317	2,444	2,444	2,444	2,476	2,699	2,805	2,954
50 交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456	1,562	1,594	1,605	1,679	1,839	1,945	2,051
51 交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435	1,467	1,594	1,700	1,796
51職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684	2,763	2,798	2,837	2,892	3,080	3,242	3,416

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
52 電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188	3,326	3,379	3,390	3,517	3,666	3,857	4,123
53 電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147	2,232	2,274	2,285	2,370	2,465	2,593	2,774
54 製作工（橋梁）		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859	2,880	2,922	2,922	2,954	3,050	3,135	3,315
55 機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124	3,124	3,241	3,379	3,666
56 助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242	2,402	2,540	2,667
57 船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241	3,241	3,549	3,868	4,027
58 潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261	4,367	4,665	4,856	5,090
59 船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264											
60 機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540	2,614	2,689	2,699	2,710	3,007	3,177	3,315
61 機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232	2,317	2,550	2,593	2,720	2,848	3,007	3,220
全職種平均		1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857	2,913	3,100	3,262	3,441

添付資料 8

市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

(円/時)

No.	業種・職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	
1	施設の設備又は機器の運転又は管理業務	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820	
2	施設の設備又は機器の保守点検業務	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820	
3	施設の清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212	
4	施設の電話交換、受付及び案内業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051	1,070	1,116	1,170	1,239	
5	施設の警備及び駐車場整理業務	適用外	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350	
—	野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転業務	829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外											
6	不燃物処理施設運転管理業務	事務員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
7		プラント保安要員	適用外	適用外	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820
8		中央操作員	適用外	適用外	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820
9		重機オペレータ	適用外	適用外	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820
10		計量業務員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
11		プラントホーム作業員	適用外	適用外	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
12		手選別作業員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	1,220
13		手選別作業員(障がい者等)	適用外	適用外	756	777	798	817	817	842	868	895	923	925	953	984	1,026	1,076	1,140
—		清掃作業員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
14		除草作業員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
15	施設の給食関連業務	給食調理員	適用外	適用外	適用外	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
16		給食配膳員	適用外	適用外	適用外	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
17		給食配送員(運搬員)	適用外	適用外	適用外	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051	1,070	1,116	1,170	1,239
18		給食設備管理員	適用外	適用外	適用外	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820
19	栄養士	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,183	1,237	1,306
20	施設の包括管理業務	施設の包括管理	適用外	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820											
—		清掃作業員	適用外	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212											
—		事務員補助	適用外	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212											

添付資料 9

市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

No.	職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
1	受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
2	運転士(バス)	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051	1,070	1,116	1,170	1,239
	運転士(普通車)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,089	1,143	1,212
3	栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
4	介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,422
5	介護職員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	1,220
6	介護職員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237	1,306
7	学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278	1,278
8	学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
9	火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	1,034	1,070	1,116	1,170	1,239
10	看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279	1,348
11	看護師(准看護師を含む)	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279	1,348
12	機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154	1,225	1,279	1,348
13	子育て支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
14	コミュニティ会館業務 従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
15	コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170	1,239
16	支援員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	1,220
17	支援員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237	1,306
18	施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170	1,239
19	自転車等駐車場管理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
20	児童厚生員(体力増進指導 者・年長児童指導者も含め る)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
21	児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
22	職業指導員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	1,220
23	職業指導員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237	1,306
24	資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
25	水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170	1,239
26	水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
27	生活支援員 (国家資格を有しない者)	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052	1,097	1,151	1,220
28	生活支援員 (国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077	1,113	1,183	1,237	1,306
29	生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
30	生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278	1,278
31	清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
32	設備の運転管理及び保守点検 業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,820	1,820	1,820	1,820
33	相談支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
34	駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
35	駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
36	調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
37	店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,250	1,250	1,250	1,250
38	図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278	1,278
39	トレーニング室トレーナー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070	1,116	1,170	1,239
40	販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
41	舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051	1,070	1,116	1,170	1,239	
42	保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
43	保育補助	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,089	1,143	1,212
44	訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120	1,183	1,237	1,306
45	保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211	1,278	1,278	1,278
46	夜間管理業務	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212
47	用務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044	1,089	1,143	1,212

添付資料 10

公共工事設計労務単価の推移

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
1 特殊作業員	16,800	16,500	16,300	19,200	21,000	21,000	21,400	22,200	22,100	22,700	23,700	24,100	24,200	25,100	26,200	27,600	29,000
2 普通作業員	13,300	13,600	13,400	16,400	17,300	17,300	18,100	18,700	18,600	19,100	19,900	20,300	20,500	21,100	22,600	23,900	25,100
3 軽作業員	10,300	10,100	10,300	12,200	12,900	12,900	13,100	13,600	13,500	13,900	14,500	14,800	14,900	14,900	16,100	16,800	17,600
4 造園工	15,600	16,000	15,700	18,700	19,700	19,700	20,100	19,900	20,100	20,800	21,200	21,200	21,600	22,000	23,800	25,800	26,800
5 法面工	16,200	16,500	17,500	20,800	22,500	22,500	23,200	24,000	24,400	24,800	25,400	25,700	25,700	26,600	28,600	29,800	31,300
6 とび工	17,300	17,700	18,700	22,200	24,000	24,000	24,800	25,700	26,200	26,700	27,300	27,700	28,200	28,200	30,200	31,500	33,000
7 石工	19,300	18,900	19,400	23,100	24,300	24,300	24,700	24,400	25,900	26,900	27,400	27,500	27,500	27,500	29,700	31,400	32,600
8 ブロック工	19,400	19,100	18,800	21,500	22,600	22,600	23,200	22,500	23,900	24,800	25,300	25,300	25,300	25,300	27,500	29,100	30,200
9 電工	17,900	18,200	18,300	20,600	21,500	21,500	21,500	21,300	21,700	22,200	23,400	23,400	23,600	24,500	26,400	27,500	29,700
10 鉄筋工	18,000	18,400	19,000	22,500	24,400	24,400	25,200	26,100	26,600	27,100	27,700	28,100	28,100	28,700	29,600	31,400	32,900
11 鉄骨工	16,900	16,500	16,900	20,100	21,800	21,800	22,500	23,300	23,700	24,100	24,700	25,000	25,000	25,000	25,700	27,100	28,500
12 塗装工	17,100	17,100	18,200	21,600	23,400	23,400	24,200	25,100	25,500	26,000	26,600	26,900	27,800	28,900	29,800	31,100	32,600
13 溶接工	18,400	18,800	19,300	22,900	24,800	24,800	25,600	26,500	27,000	27,500	28,100	28,500	29,400	29,400	30,500	31,800	34,500
14 特殊運転手	16,400	16,500	16,800	19,900	20,900	20,900	21,300	22,100	22,000	22,600	23,600	24,000	24,400	25,100	27,400	28,500	30,000
15 一般運転手	15,500	15,200	15,100	17,800	18,700	18,700	19,000	19,700	19,600	20,100	21,000	21,300	21,600	22,400	23,800	25,000	26,700
16 潜かん工	20,700	20,600	20,700	23,900	25,900	25,900	26,600	28,000	28,500	29,000	29,700	30,000	30,400	31,100	32,100	35,000	36,700
17 潜かん世話役	24,100	24,500	24,600	28,400	30,600	30,600	31,500	33,100	33,700	34,300	35,100	35,500	35,800	36,900	39,900	41,500	43,600
18 さく岩工	17,100	17,500	18,300	21,700	23,500	23,500	24,400	26,500	27,000	27,500	29,600	29,900	30,900	31,300	34,000	35,500	39,100
19 トンネル特殊工	18,400	18,500	19,100	22,700	24,600	24,600	25,400	26,300	26,800	28,700	29,400	30,200	30,200	30,900	31,900	34,800	36,500
20 トンネル作業員	15,800	15,400	16,400	19,400	21,000	21,000	21,800	22,700	23,100	23,500	24,000	24,300	24,800	25,300	26,900	29,300	30,700
21 トンネル世話役	20,400	20,500	21,600	25,700	27,800	27,800	28,700	29,900	30,400	31,600	32,300	33,800	33,800	34,000	36,600	38,500	40,300
22 橋りょう特殊工	20,100	19,700	20,200	23,900	26,300	26,300	27,200	28,200	28,700	29,200	29,900	30,300	30,600	30,600	31,700	33,100	34,700
23 橋りょう塗装工	21,300	20,500	21,000	24,900	26,900	26,900	27,900	29,100	29,600	30,100	30,800	31,200	31,200	31,200	31,300	33,500	35,200
24 橋りょう世話役	22,800	22,300	22,900	27,200	29,500	29,500	30,500	31,600	32,200	32,800	33,600	34,000	35,100	35,300	36,400	37,900	39,800
25 土木一般世話役	18,400	18,000	18,600	21,300	22,400	22,400	22,700	22,400	22,700	23,500	23,900	24,000	24,800	25,800	28,100	30,000	31,200
26 高級船員	23,400	23,000	22,600	25,900	27,200	27,200	27,600	27,300	27,600	28,600	29,100	29,200	30,500	30,500	33,400	36,400	37,900
27 普通船員	17,400	17,800	17,600	20,200	21,300	21,300	21,700	21,500	21,800	22,600	23,000	23,100	24,100	24,200	26,500	29,400	30,500
28 潜水士	26,200	26,300	27,000	32,000	34,600	34,600	35,700	37,000	37,700	38,400	39,300	39,800	40,100	41,100	43,900	45,700	47,900
29 潜水連絡員	18,600	18,500	19,100	22,700	24,600	24,600	25,400	26,300	26,800	27,300	27,900	28,300	29,200	30,300	32,900	34,400	36,100
30 潜水送気員	18,500	18,500	19,100	22,700	24,600	24,600	25,400	26,300	26,800	27,300	27,900	28,300	28,700	29,700	32,200	33,700	35,300
31 山林砂防工	20,000	19,800	19,900	23,700	25,000	25,000	25,500	25,200	25,500	26,400	26,900	26,900	26,900	26,900	29,000	30,600	31,900
32 軌道工	29,500	30,200	32,100	38,100	41,300	41,300	42,700	44,200	45,000	45,800	46,900	47,400	49,000	50,900	54,700	57,000	59,800
33 型わく工	16,600	16,600	17,000	20,200	21,900	21,900	22,600	23,400	23,800	24,200	24,800	25,100	25,400	25,600	26,500	28,900	30,300
34 大工	19,100	18,700	19,300	22,900	24,800	24,800	25,500	23,900	24,300	24,700	25,300	25,600	25,600	25,600	27,500	28,700	30,100
35 左官	17,600	17,300	17,800	22,000	23,800	23,800	24,600	25,500	25,900	26,400	27,000	27,300	27,300	27,800	29,100	30,300	32,300
36 配管工	18,200	17,800	17,100	19,300	20,200	20,200	20,500	20,300	20,700	21,200	22,300	22,300	23,000	23,600	25,100	26,300	27,700
37 はつり工	16,200	15,800	16,800	20,700	22,400	22,400	22,500	23,400	23,800	24,200	24,800	25,100	25,100	25,600	27,300	28,500	29,900
38 防水工	17,100	17,500	18,800	23,200	25,200	25,200	26,000	27,000	27,500	28,000	28,600	29,000	29,000	29,400	31,700	33,000	34,700
39 板金工	17,000	17,400	18,200	22,400	24,200	24,200	25,000	25,900	26,400	26,900	27,500	27,900	28,600	29,100	30,700	32,300	33,900
40 タイル工	18,200	17,800	18,300	21,700	23,500	23,500	24,100	21,200	21,600	22,100	-	-	-	-	-	26,200	26,800
41 サッシ工	16,800	16,500	16,900	20,600	22,300	22,300	23,000	23,800	24,200	24,600	25,200	25,500	25,600	26,600	28,800	30,200	31,700
42 屋根ふき工	16,200	15,219	14,921	14,079	14,637	14,637	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,500
43 内装工	17,400	17,100	17,500	21,300	23,000	23,000	24,700	25,600	26,000	26,500	27,100	27,500	27,800	27,800	29,500	30,900	32,500
44 ガラス工	16,400	16,300	16,600	19,800	21,500	21,500	22,300	23,200	23,600	24,000	24,600	24,900	25,700	26,400	28,700	29,800	31,300
45 建具工	15,600	-	18,700	22,200	23,100	23,100	21,800	22,700	23,100	23,500	-	-	-	-	-	26,900	28,300
46 ダクト工	15,700	16,000	15,800	18,500	20,200	20,200	20,200	20,000	20,400	20,900	22,000	22,000	22,600	23,400	25,500	26,500	28,900
47 保温工	17,400	16,800	16,500	18,500	20,000	20,000	20,700	20,600	21,000	21,500	22,600	22,700	22,700	23,100	25,100	26,100	27,500
48 建築ブロック工	17,000	16,600	-	-	21,300	21,300	-	-	22,300	22,800	-	-	-	-	-	27,200	28,600
49 設備機械工	18,200	17,700	17,000	20,000	21,000	21,000	21,100	20,900	21,300	21,800	23,000	23,000	23,000	23,300	25,400	26,400	27,800
50 交通誘導員A	9,100	9,200	9,200	10,800	12,200	12,200	12,600	13,100	13,400	13,700	14,700	15,000	15,100	15,800	17,300	18,300	19,300
51 交通誘導員B	8,500	8,600	8,400	9,800	10,700	10,700	10,900	11,400	11,600	11,900	12,800	13,000	13,500	13,800	15,000	16,000	16,900
平均	17,831	17,792	18,186	21,438	22,997	22,997	23,810	24,339	24,712	25,296	26,200	26,509	26,891	27,396	29,204	30,542	32,151

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
52 電気通信技術者	26,500	26,500	26,800	27,000	27,000	27,100	28,200	28,900	29,200	30,000	31,300	31,800	31,900	33,100	34,500	36,300	38,800
53 電気通信技術員	18,300	18,300	18,400	18,500	18,500	18,600	19,000	19,400	19,600	20,200	21,000	21,400	21,500	22,300	23,200	24,400	26,100
54 製作工（橋梁）	27,400	22,400	24,500	25,300	25,900	25,900	26,200	26,400	26,900	26,900	27,100	27,500	27,500	27,800	28,700	29,500	31,200
55 機械工	18,400	18,800	19,300	22,900	24,800	24,800	25,600	26,500	27,000	27,500	28,100	28,500	29,400	29,400	30,500	31,800	34,500
56 助手	13,300	13,600	13,400	16,400	17,300	17,300	18,100	18,700	18,600	19,100	19,900	20,300	20,500	21,100	22,600	23,900	25,100
57 船団長	23,400	23,000	22,600	25,900	27,200	27,200	27,600	27,300	27,600	28,600	29,100	29,200	30,500	30,500	33,400	36,400	37,900
58 潜水世話役	26,200	26,300	27,000	32,000	34,600	34,600	35,700	37,000	37,700	38,400	39,300	39,800	40,100	41,100	43,900	45,700	47,900
59 船夫	17,400	17,800	17,600	20,200	21,300	21,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60 機械設備製作工	23,200	22,700	22,600	22,600	22,600	22,600	22,800	22,800	23,200	23,900	24,600	25,300	25,400	25,500	28,300	29,900	31,200
61 機械設備据付工	20,400	19,600	19,500	19,800	20,200	20,200	20,200	20,200	20,500	21,000	21,800	24,000	24,400	25,600	26,800	28,300	30,300

## IV 公契約条例に係る提出書類の見直しについて

公契約条例の実効性を担保するため、野田市公契約条例第9条第1項の規定に基づき、事業者等に対して必要な報告を求めているが、近年、事業者から事務負担軽減を求める声が寄せられている。

また、市では公契約条例の制定を全国の自治体に広げていきたいと考えているが、野田市の賃金確認方法は、公契約条例を制定している自治体の中でも厳格に運用しており、現在連携している近隣3市（我孫子市、越谷市及び草加市）からも、審議会等において、野田市レベルの確認を求められているものの、事業者及び職員の事務負担を考慮し、実施に至っていないなど、対応に苦慮しているとの話を伺っている。

市では、これまでも事務の簡素化として、平成25年10月に実績報告の回数を2回であったものを1回又は2回（工期又は業務期間が6か月を超えるもの）に改めているが、今後も公契約条例を継続して運用していくため、更なる事業者及び職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たに公契約条例を制定する自治体が増えるよう、公契約条例に係る提出書類の見直しを図ることとしたい。

### 1 現在の状況

#### (1) 賃金支払い前の確認

##### ① 誓約書での確認

入札に当たっては、条例を遵守する誓約書の提出を受け、市で定める賃金の最低額以上を支払うことなどについて確認している。

##### ② 配置労働者報告書での確認

事業者決定後は、配置予定労働者と1時間当たりの支払予定賃金を記載した報告書の提出を受け、あらかじめ適正に支払われることを確認している。

#### (2) 賃金支払い後の確認

##### ① 労働者支払賃金報告書等での確認

適用労働者への賃金の支払い後は、氏名、職種、労働日数・時間、支払賃金額等を記載した報告書とともに、「賃金台帳」や「給与支払明細書」の提出を受け、適正に支払われたことを確認している。

なお、支払賃金の確認は、事業者や市の事務量を考慮して、通年の契約では年2回、それ以外は期間に応じ年に1回又は2回としている。

また、公契約審議会において委員から意見があり、適用労働者に賃金について質問をする立入検査や、職種（普通作業員）の確認書を導入し、条例運用の向上に努めている。

## 2 見直し案

### (1) 入札参加申請時の提出書類

「誓約書」については、入札に当たって、市で定める賃金の最低額以上を支払うことなどを確認できる重要な書類であり、元請け事業者が単独で作成する書類であるため継続する。

### (2) 履行開始直後の確認書類

「配置労働者報告書」は、従事する労働者の把握に必要なため継続するが、記載内容の簡素化を図る。また、「適用労働者への周知書類（写）」は、公契約条例の実効性を高める上で、労働者への周知が重要なため継続する。

一方、「施工体系図」は、工事担当課から入手できるため省略し、「就業規則又は雇用条件通知書類」は、必要に応じて確認するため、一律に提出を求めないこととし、省略したい。

### (3) 賃金支払い後の確認書類

「労働者支払賃金報告書」及び「普通作業員確認書」は、適用労働者への賃金が業務に応じて適正に支払われたことを確認できる重要なものであり、工事における最低額を決めるために必要データとなるため継続するが、記載内容の簡素化を図る。

一方、証拠資料となる「賃金台帳」及び「給与支払明細書」は、これまで違反事例がなかったことから、当該工事又は業務の従事者の内、1人を抽出して、提出を求め確認し、疑義や違反の疑いが生じた場合には、全ての労働者の証拠書類の提出を求める形に改めたい。

また、期間が6か月以上となる工事や業務の中間期での確認も廃止し、いずれの工事等においても実績報告は1回に改めたい。なお、立入検査については、現行どおり実施する。

提出書類の見直し（案）

提出時期	現行	見直し後
入札参加申請時	公契約条例に関する誓約書	公契約条例に関する誓約書
履行開始直後	配置労働者報告書	配置労働者報告書（様式簡素化）
	施工体系図	省略（他課提出物を利用）
	適用労働者への周知書類（写）	適用労働者への周知書類（写）
	就業規則又は雇用条件通知書類	省略（必要に応じて確認）
履行期間中及び履行後	労働者支払賃金報告書	労働者支払賃金報告書（様式簡素化）
	賃金台帳（全員）	賃金台帳（市が1人抽出）
	給与明細（全員）	給与明細（市が1人抽出）
	普通作業員確認書（対象者全員）	普通作業員確認書（対象者全員）
	提出回数：6か月に1回提出	提出回数：履行後に1回提出